

日吉津村自治基本条例策定委員会（第22回）議事録

日時：10月27日（月）午後7時30分～10時00分

場所：役場第1・2会議室

出席者 田中委員長、土井委員、建部委員、松岡委員、西委員、三島委員、破戸委員

プロジェクト委員…小原委員

欠席者 山路副委員長、成瀬委員、池田委員、奥田委員、川原委員、山崎副委員長、井上委員、住田委員、田邊委員、河中委員、長谷川委員、松本委員、高森委員

事務局 前田課長、高田課長補佐、福井主査、鬼束主事
中川アドバイザー

○委員長あいさつ

- ・条例案もでき、パブリック・コメントをいただいている。自治会説明会も予定されており、難しそうだが、しっかりとした班分けをしてがんばりましょう。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

◆条例案の検討

（事務局）

- ・資料の確認。
- ・本日の日程確認。

（アドバイザー）

- ・案として固まってきており、ほぼ9割9分決まり。先に作ったものの欠点をうまく克服しており、完成度が高い。「コンパクトな村」というものが前面に押し出されている、「持続可能な発展」というものが意識されている、子どもに関する規定、などの点が特徴的である。

※前文

- ・前半は地域性や背景などのバックグラウンド、中盤はそれらを引き継いでいこうという決意、後半は、自治の基本原則であり村づくりのルールなんだとはっきり記載されている。

※第1章 総則

【目的】

- ・「自立した日吉津村を実現する」明確化されている。

【用語の意味】

- ・第2条の用語の定義については、他では幅広く定義付けされているものが多い。権利義務を明確化するため、「住民」と「村民」を分けたのは良い。「村民」の定義を記載することで、村内に住所がなくても日吉津村に関わる人を大切にする、という意味が表れている。事業者等のところで「事業者等」と「団体等」とに分けており、非常に精密である。「参画」と「協働」の部分がこの条例の中心となる。「コミュニティ」と「自治会」の部分は住民説明会の際には工夫が必要。コミュニティは、人間は生きていく中で必ずコミュニティの中に存在するものであり、自治会は加入の選択が可能という点において全く違うもの。自治会はコミュニティの必要条件ではあるが十分条件ではない。コミュニティと自治会は明確に違うということを踏まえて説明すれば良いと思う。

【条例の位置付け】

- ・最高規範であるから、他の条例の見直しが必要。

※第2章 自治の基本原則

【住民主権】

- ・公職選挙法上の主権者。ただし、この条例の主旨から言えば子どもも主役なのでそこをはっきりさせる。

【人権の尊重】

- ・この第5条、6条、7条がこの条例の中心となる部分。

【情報の共有】

- ・情報の共有と情報の公開は少し違う。そこをはっきりとしておく。

【参画と協働】

- ・「協働」とは行政側に責任のある仕事でも村民が関わっていくということ。関わる代わりに支援しますよ、という相互関係がある。

※第3章 村民等

【村民の権利】

- ・第8条1項は住民の地方自治法上の権利。2～5項は村に関わる人のことを言っている。

【村民の役割と責務】

- ・情報やサービスを受ける代わりに、村づくりに参画しなければならないとなっている。アクションを起こせば起こすほど権利は増えるがその分義務も増えるというような関係になっている。

【事業者等の役割と責務】

- ・非営利団体や指定管理者についての役割や責任を記載している。

※第4章 議会

【議会の役割と責務】

- ・第11条の2項は、公聴会、公開討論会を議会が絶えず行うべきだ、というような印象を受ける。

【議員の責務】

- ・第12条を受けて、議員倫理規定、議会基本条例に発展していく可能性がある。

※第5章 村長等

【村長のローカルマニフェスト】

- ・「ローカルマニフェストを作成するよう努めなければならない」という努力義務規定が入っているのが特徴的。

【行政の役割と責務】

- ・第15条5項は、住民自治の活性化、行政側が支援するという責任規定。これは行政側の参画と協働を意味する。

【職員の役割と責務】

- ・第17条3項を受けて、職員自身も委員会等への参加を奨励するべきだが、必要に応じて支援チーム、地域担当職員制度の発足などが必要になるのではないか。

※第6章 村政運営

【総合計画】

- ・総合計画は、団体自治の行動計画を規定したものであり、ここは団体自治への村民の参画と協働を意味する。

【行政評価】

- ・達成目標（数値等）を入れる。でなければ評価できない。

【法令遵守と倫理規範の確立】

- ・コンプライアンスを指す。これについては条例、規則、内規のどの分野でやっていくのか、状況に応じて選択を。

【監査】

- ・有効性監査は、総合計画の達成度の目標数値がなければできない。

【危機管理】

- ・危機管理条例、国民保護条例の作成が必要か。

※第7章 情報の共有

【説明責任】

- ・村民等に何でもかんでも聞かれていたら、行政が停滞する恐れがある。

【参画】

- ・企画立案、予算化、実施、評価のすべてのプロセスに関わることを意味する。

【協働】

- ・期限等を設けなければ、癒着という事態が起こるかもしれない。

【村民意見募集】

- ・パブリック・コメント条例が必要か。

【住民投票】【住民投票の請求等】

- ・ここが特徴的。第35条5項の4分の1という数字は妥当。
- ・住民投票要件の分母の数が大きいと、これを利用して村政を混乱させられる可能性がある。簡単に成立するのかもしれない。

※第9章 国、他の自治体との関係

【国や県、他の自治体との協力・連携】

- ・道州制が導入された場合は、広域的な連携が必要になる。大規模災害時に相互応援は、県内で行っても無駄。大規模災害では県内にも被害が出ているので、遠方との協力体制の確立が必要。

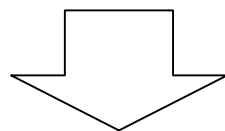
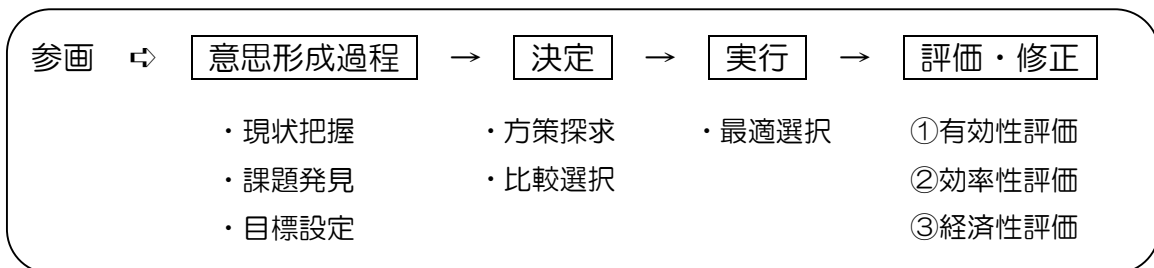
※第10章 日吉津村自治基本条例推進委員会

【推進委員会の設置等】

- ・条例の振興管理には推進委員会は絶対に必要。

【その他必要な条例等】

- ・パブリック・コメント条例、職員倫理条例、コミュニティ運営委員会、危機管理条例、国民保護条例、コミュニティ協議会条例、行政手続条例、個人情報保護条例、情報公開条例



総合計画

◇その他質問等について

(委員)

- ・村が予算をつくる時にどのようにして参画するか。

(アドバイザー)

- ・事業化に協力し、予算要求はできるが、予算編成の場には参画できない。予算編成プロセスには職員が行う。
- ・住民が政策に関わるときは、費用うんぬんではなく、基本理念の部分で関わっていけば良い。それらを受けて、行政が最適設計すれば良い。

◇今後の進め方について

◆自治会説明会について

(事務局)

- ・事前に委員長には相談したが、班編成については、策定委員が20人なので、5人一組で4班に分け、7自治会と全体会1回の計8回を予定。各班に3グループの一人ずつが入るようにした。90分以内を想定。進行、あいさつ、条例の主旨の説明、条例の内容説明、質疑応答（進行係）を考えている。

(委員)

- ・各公民館まわりと全体会はどちらを先にするのか。

(事務局)

- ・最初にするか、最後に補足的にするか、また日曜の昼間など、様々な場面がある。
- ・具体的には、日下と今吉は公民館の関係上11月20日頃、日上2は11月5日と決まっているが、その他は何も決まっていない。

(委員)

- ・説明する内容に一貫性があったほうが良いので、説明の箇条書き、Q&Aがあったほうが良い。
- ・説明する側が理解していないと説明できない。

(事務局)

- ・ポイントを示した簡単な表（資料）は準備するつもり。

(委員)

- ・説明といっても読むだけになってしまう。

(事務局)

- ・全部説明するのは難しい。住民生活に関わる重要な条文だけかいつまんで説明するくらい。

(委員)

- ・各班で1回は打合せが必要。

(委員長)

- ・各班で1回集まって、役割分担などの打合せを行う。（賛成）
- ・日程調整については後日

○閉会